運転免許証自主返納支援制度Ｑ＆Ａ

Ｑ：令和８年３月までに返納した場合は、対象に入るか？

Ａ：対象となりません。御理解賜りますようお願いいたします。

Ｑ：住民票は御船町に置き、町外の施設に入所しているが、対象になるか？

Ａ：実際の生活場所を基準として判断しているため、対象にならない可能性があります。

Ｑ：令和８年４月に免許証を返納したが、令和８年５月の誕生日に６５歳になった。支援制度を受けたいが、対象になるか？

Ａ：本事業の対象者は、「申請の時点で満 65 歳以上の者」と定めています。そのため、申請時に満 65 歳に達していれば対象となります。

Ｑ：運転免許証を返納した後、いつまでに申請が必要か？

Ａ：「取消通知書に記載された取消日を起算日として１年以内」に申請ください。

Ｑ：この回数券は、１回限りの交付か？

Ａ：公共交通機関の乗車方法や慣れおよび利用促進を目的の一つとしているため、「１人１回限り」の交付としております。

Ｑ：免許返納後の移動は、ずっと続くのに、１回限りなのか？

Ａ：本事業は、返納後の生活において公共交通機関の利用に慣れていただく「きっかけづくり」として実施しているものでございます。

Ｑ：回数券を紛失した場合は、再発行できるか？

Ａ：本事業により交付しました回数券については、いかなる理由がありましても再交付できないと定めています。

Q:利用できるバスやタクシーを教えてほしい。

Ａ：路線バスやコミュニティバス、予約型乗合タクシー、通常タクシーがございます。運行事業者は、熊本バス、産交バス、麻生交通、御船タクシーで利用可能となります。

Q:回数券の有効期限を教えてほしい。

Ａ：回数券は、交付日から起算して、１年以内です。

Q:回数券はどのような形式か？

Ａ：100 円を５枚つなげたものを２０枚綴って冊子（１万円分）にいたします。２万円の場合は２冊、３万円の場合は３冊、４万円の場合は４冊交付します。

Q:回数券を使って釣銭はでるか？

Ａ：釣銭は出ません。

（例）350 円の支払いの場合、

「チケット 300 円＋現金 50 円」または「チケット 400 円（お釣り無し）」

Q:回数券を使いたかったが、誤って現金で払った。乗車後、回数券に変更できるか？

Ａ：すでにお支払いされた分につきましては、乗車後に回数券へ変更することはできません。

Q:この回数券は、誰が使えるか？

Ａ：交付を受けた本人（受給者）と、受給者の同一世帯に居住するご家族がご使用になれます。受給者以外の第三者への譲渡や貸与はできませんので、ご注意ください。

Q:申請するには、何が必要か？

Ａ：申請書（様式第１号）、運転免許の取消通知書、本人確認書類が必要です。

Q：運転免許取消通知書を発行してほしい。

Ａ：警察署等の運転免許を管理する機関から交付される書類であるため、本町では新たに発行することはできません。

　また、警察署等では取消通知書の再発行は対応されていません。

※紛失等によりお手元にない場合は、代替の免許返納日を確認できる書類として運転免許経歴証明書（運転経歴証明書とは異なる）を自動車安全運転センター（運転免許センター内）で取得ください。

Q：本人確認には何が必要か？

Ａ：マイナンバーカード、パスポート、運転経歴証明書などがございます。

Q：本人が役場までいけない場合、代理での申請は可能か？

Ａ：ご本人による申請を原則としておりますが、やむを得ない事情により来庁が難しい場合には、代理の方による申請も可能です。

　その場合には、申請書に加え、ご本人の意思を確認できる書類（委任状等）や、ご本人及び代理の方それぞれの本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

Q：御船町から熊本市内までバスでいくが、この回数券を使用できるか？

Ａ：御船町から熊本市内までのバスであっても、対象となる運行事業者の路線であればご利用いただくことが可能です。

Q：自動車の運転免許証は持っていないため、農機具で移動していた。農機具で公道を走行するには小型特殊自動車の運転免許証が必要なため小型特殊自動車のみ取得した。小型特殊の運転免許証の返納は対象か？

Ａ：法律上、運転免許証に含まれますので、対象になります。